

自立支援医療について

指定の医療機関で医療を受けた場合、**医療費の1割**が自己負担となります。また、所得に応じて負担上限額が決められており、負担が重くなり過ぎないようにしています。

自立支援医療費の支給を受けるには、古賀市への申請が必要です。

申請に必要な書類等については、福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

① 対象者

・**精神通院医療**(詳しくは 30 ページ)

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する者で通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方

・**更生医療**(詳しくは 29 ページ)

18 歳以上の身体障がい者手帳を持つ方

・**育成医療**(詳しくは 28 ページ)

18 歳未満で身体に障がいを有し、治療をすることで障がいを除去・軽減が可能と認められる児童

② 所得による上限

世帯の所得に応じ五つの区分に分けられ、それぞれに負担上限額が決められています。

区分	世帯の収入状況	月額上限額
生活保護	生活保護世帯	0 円
低所得 1	市県民税非課税世帯で障がい者の年収が 80.9 万円以下	2,500 円
低所得 2	市県民税非課税世帯で低所得 1 に該当しない方	5,000 円
中間的な所得	市県民税課税世帯で市民税所得割が 23 万 5 千円未満	医療保険の自己負担限度額と同額 (ただし、一定の条件について、次ページ③参照)
一定所得以上	市県民税課税世帯で市民税所得割が 23 万 5 千円以上	自立支援医療費支給の対象外 医療保険の自己負担限度額と同額 (ただし、一定の条件について、次ページ③参照)

重度障がい者医療

この制度は、重度の障がいのある方が加入する医療保険の資格を証明するもの（資格確認書など）を使って病院を受診したときの自己負担分の一部を助成するものです。

古賀市役所市民国保課（年金・医療係）への申請により助成が受けられますので、手帳の交付後早めに手続きをしてください。なお、65 歳以上 75 歳未満の方は後期高齢者医療制度への加入が必要です。

●対象者

医療保険（国民健康保険、社会保険、共済組合等）に加入している 18 歳以上の方で、次のいずれかの手帳の交付を受けた方。（ただし、②・③については当該療育手帳の障がい程度を確認できる判定書の交付を受けた方を含む）

- ① 身体障がい者手帳 1 級または 2 級
- ② 療育手帳 A1・A2（IQ35 以下）
- ③ 療育手帳 A3
（身体障がい者手帳 3 級かつ療育手帳 B1（IQ50 以下））
- ④ 精神障がい者保健福祉手帳 1 級

●手続き

- ① 上記の手帳等
 - ② 医療保険加入状況を確認できるもの（資格確認書など）
 - ③ 個人番号（マイナンバー）がわかるもの
- をお持ちのうえ、古賀市役所市民国保課（年金・医療係）へ

※手続きにより交付される医療証の有効開始期間は、申請月の 1 日（65 歳以上 75 歳未満の方は申請日）からとなります。

手続きが遅れる場合は、下記問い合わせ先にご相談ください。

●お問い合わせ

古賀市役所 市民国保課 年金・医療係
（電話：092-942-1194）

後期高齢者医療

後期高齢者医療は、75 歳以上の方が対象の医療保険ですが、一定の障がいがある場合は 65 歳から加入することができます。

古賀市役所市民国保課へ申請し、申請日から対象となります。なお、65 歳以上で重度障がい者医療の申請をする場合は、後期高齢者医療制度に加入する必要があります。

●対象者

65 歳以上 75 歳未満の方で、次のいずれかの手帳の交付を受けた方や障がい年金を受給している方

(ただし、③については当該療育手帳の障がい程度を確認できる判定書の交付を受けた方を含む)

- ① 身体障がい者手帳 1 級～3 級
- ② 身体障がい者手帳 4 級の一部(次のいずれかに該当すること)
 - ・音声機能または言語機能の障がい
 - ・下肢機能障がいの 1 号、3 号または 4 号に該当
- ③ 療育手帳 A
- ④ 精神障がい者保健福祉手帳 1 級または 2 級
- ⑤ 国民年金法などの障がい年金 1 級または 2 級

●手続き

- ① 上記の手帳や年金証書等
- ② 医療保険加入状況を確認できるもの(資格確認書など)
- ③ 個人番号(マイナンバー)がわかるもの
- ④ 特定疾病療養受給証(お持ちの方)
- ⑤ 限度額適用・標準負担額減額認定証(お持ちの方)
をお持ちのうえ、古賀市役所市民国保課(年金・医療係)へ

●お問い合わせ

古賀市役所 市民国保課 年金・医療係
(電話:092-942-1194)

自立支援医療（育成医療）

身体に障がいがある18歳未満の児童に対し、障がいの除去・軽減を目的とする医療制度です。必ず事前にご相談ください（指定医療機関があります）。

●対象者

18歳未満で身体に障がいを有し、治療をすることで障がいの除去・軽減が可能と認められる児童

●手続き

- ① 申請書
- ② 意見書
- ③ 印かん
- ④ 医療保険加入状況を確認できる資格確認書など
- ⑤ 個人番号（マイナンバー）がわかるもの

をお持ちのうえ、福祉課 障がい福祉係へ（①、②の用紙は福祉課にあります）。

※詳しくは福祉課 障がい福祉係（サンコスモ古賀内）へお問い合わせください。

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 福祉課 障がい福祉係

（電話：092-692-1078 ファックス：092-942-1154）

自立支援医療（更生医療）

18歳以上の身体障がい者に対し、手術などにより障がいの除去・軽減を図ることができる場合に給付される医療制度です。福岡県障がい者更生相談所の判定が必要ですので必ず事前にご相談ください。

●主な対象医療（指定医療機関があります）

- ① 視覚障がい・・・角膜移植術、水晶体摘出術、網膜はく離手術、虹彩切除術など
- ② 聴覚障がい・・・穿孔閉鎖術、外耳形成術、人工内耳術など
- ③ 言語機能障がい・・・小児期に行われた口唇裂手術の修正など
- ④ 肢体不自由・・・人工関節置換術、関節形成術、骨切術、術後のリハビリなど
- ⑤ 心臓機能障がい・・・ペースメーカー埋込術、大動脈弁置換術、冠動脈バイパス術など（障がい固定に発症から概ね1か月の期間が必要）
- ⑥ じん臓機能障がい・・・人工透析療法、腎移植術など
- ⑦ 小腸機能障がい・・・中心静脈栄養法
- ⑧ 肝臓機能障がい・・・肝臓移植術、肝臓移植後の抗免疫療法
- ⑨ 免疫機能障がい・・・免疫調節療法など

●対象者

18歳以上の身体障がい者手帳を持つ方

※ただし、心臓機能障がい・じん臓機能障がい・肝臓機能障がい・免疫機能障がいの方は、身体障がい者手帳の申請と更生医療の申請が同時にできます。

●手続き

- ① 申請書
- ② 意見書
- ③ 身体障がい者手帳
- ④ 印かん
- ⑤ 医療保険加入状況を確認できる資格確認書など
- ⑥ 個人番号（マイナンバー）がわかるもの
- ⑦ 特定疾病療養受療証（じん臓機能障がい、免疫機能障がいの方） ※31 ページ参照
をお持ちのうえ、福祉課 障がい福祉係へ（①、②の用紙は福祉課にあります）

※詳しくは福祉課 障がい福祉係（サンコスモ古賀内）へお問い合わせください。

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 福祉課 障がい福祉係

（電話：092-692-1078 ファックス：092-942-1154）

自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患を有する方で、病院又は診療所等へ通院して障がい者の医療を受ける方に対して、医療費の補助を行うものです。

●対象者

精神疾患があつて精神科医療機関に通院している在宅の方

●費用

精神疾患に関する通院医療について、保険の種類に関わらず、医療費の1割が自己負担額となります（指定医療機関があります）。

●手続き

- ① 申請書
- ② 診断書
- ③ 印かん
- ④ 医療保険加入状況を確認できるもの（資格確認書など）
- ⑤ 個人番号（マイナンバー）がわかるもの

をお持ちのうえ、古賀市福祉課へ（①、②の用紙は福祉課にあります）。

※詳しくは福祉課 障がい福祉係（サンコスモ古賀内）へお問い合わせください。

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 福祉課 障がい福祉係

（電話：092-692-1078 ファックス：092-942-1154）

ひとり親家庭等医療

この制度は、母子家庭、父子家庭及び父母のどちらかが一定の障がいがある家庭等の18歳未満の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）とその親が加入する医療保険の資格を証明するもの（資格確認書など）を使って病院を受診したときの自己負担分の一部を助成するものです。

父母のどちらかに一定の障がいがあり、18歳未満の児童を扶養しているときは、この助成が受けられる場合があります（所得制限があります）。

●お問い合わせ

古賀市役所 市民国保課 年金・医療係（電話：092-942-1194）

●難病医療費助成制度

指定難病にかかっている方に対する医療費助成制度です。

認定基準を満たす場合は、患者の生計中心者の所得状況に応じ、医療費の公費負担を受けることができます。

※詳しくは、粕屋保健福祉事務所 健康増進課 健康増進係へ

(〒811-2318 糟屋郡粕屋町戸原東 1-7-26 電話:092-939-1534

難病ホットライン:092-938-7601)

●小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾病にかかっている児童に対する医療費助成制度です。

認定基準を満たす場合は、保護者の方に対し、医療費が支給されます。

世帯の所得により、一部自己負担があります。

※詳しくは、粕屋保健福祉事務所 健康増進課 健康増進係へ

(〒811-2318 糟屋郡粕屋町戸原東 1-7-26 電話:092-939-1534)

●特定疾病療養受療制度

特定の疾病による高額な治療を長期間継続して受ける必要がある方に対する医療費助成制度です。加入している医療保険に申請をすることで「特定疾病療養受療証」が交付されます。「特定疾病療養受療証」を医療機関の窓口に提示すれば、毎月の自己負担額は 10,000 円(人工透析を受けている 70 歳未満の上位所得者(年間所得 600 万円超)は 20,000 円)までとなります。

●対象となる特定の疾病は次の3つになります。

- ・人工透析を行う必要のある慢性腎不全
- ・血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第 8 因子障害又は先天性血液凝固第 9 因子障害(いわゆる血友病)
- ・抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群

※詳しくは、加入している医療保険へお尋ねください。

養育医療

身体の発育が未熟な状態で生まれ、入院養育が必要な赤ちゃんについて、その治療に必要な医療費の給付を受けることができる制度です。

(オムツ代や衣類代等にかかる費用は給付の対象になりません。)

医療が必要になった日から原則 30 日以内 に保護者による申請が必要です。

●対象者

古賀市に住所を有する乳児(0 歳児)のうち、次のいずれかの症状を有する方であり、医師が入院療養を必要と認めた方。

- ① 出生体重が 2,000g 以下
- ② 生活力が特に薄弱であって、次のいずれかの症状を示す
 - ア. 一般状態
 - (ア)運動不安、けいれんがある
 - (イ)運動が異常に少ない
 - イ. 体温が摂氏 34 度以下
 - ウ. 呼吸器、循環器系
 - (ア)強度のチアノーゼが持続するか、又はチアノーゼ発作を繰り返す
 - (イ)呼吸数が毎分 50 を超えて増加傾向にあるか、又は毎分 30 以下
 - (ウ)出血傾向が強い
 - エ. 消化器系
 - (ア)生後 24 時間以上排便がない
 - (イ)生後 48 時間以上おう吐が持続している
 - (ウ)血性吐物、血性便がある
 - オ. 黄だん
 - 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄だんがある。

●申請に必要な書類等

- ① 養育医療給付申請書
 - ② 養育医療意見書(※医師による記入が必要)
 - ③ 世帯調書兼同意書
 - ④ 委任状
 - ⑤ 子ども医療証
 - ⑥ 母子手帳
 - ⑦ 世帯全員分の個人番号(マイナンバー)がわかるもの
- ◆ ①から④については申請時に子ども家庭センター窓口にてお渡しします。また、②については古賀市ホームページからダウンロードもできます。

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 子ども家庭センター 子育て支援係
(電話:092-942-1515 ファックス:092-942-0404)